

CONFIDENTIAL～厳秘～

サンプル株式会社 御中

貴社が抱えるリスクについて

20〇〇/〇〇/〇〇

Your Agent



株式会社 *Ambition&Associates*

貴社を
取り巻くリスクの考え方

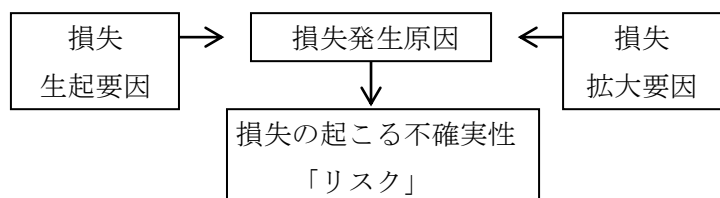
～企業リスクとは何か～

1. リスクとは何か

企業は、常に思いがけないリスクにさらされています。例えば、工場が火災で焼失し、数名の従業員に被害が出たとします。これにより、企業の生産活動は停止し、操業停止の危機というリスクにさらされます。また、現在の経営環境に置いては、規制緩和・景気後退・消費者ニーズの多様化等の経済、社会の動きそのものが企業の利益に大きな影響を与える時代になっています。すなわち倒産や事業縮小というリスクにさらされていることと言えます。

「リスク」とは、損失の起こる不確実性のことをいいます。

交通事故の発生を例に挙げて考えてみましょう。ある交通事故は偶発的なもので、もし雨が降っていなかったら、あるいは飲酒運転をしていなかったら、起こらなかったかもしれません。飲酒運転という「損失生起要因（損失を起こす要因）」と雨が降ってきたという「損失拡大要因（損失を大きくする要因）」によって、事故は引き起こされ、事故による損失（刑事上の責任、損害賠償、傷害医療費）を生むことになります。こうしたリスクの発生するメカニズムを図示すると以下ようになります。



つまり。「リスク」とは、損失の生起要因・拡大要因があれば損失を生じる可能性があり、しかも突発的に発生し、その大きさも甚大なものになりえる状態のことと理解できます。

2. リスクの種類と企業のその対応

企業が直面するリスクには、一般的に次の5つに分類できます。

(1) 財産損失のリスク

工事目的・仮設工事・事務所や倉庫などの建物・設備・什器備品・車両など、企業が所有している財産が損なわれるリスクのこと。

(2) 収入減少のリスク

企業の売上や利益が減少すること。

(3) 賠償責任のリスク

企業が、工事業務や自社の施設・機械・資材に起因して生じた対人対物事故に対して賠償責任を負い、損害を受けるリスクのこと。

(4) 人的損失のリスク

経営者、重役、あるいはその他の従業員の死亡・事故・疾病・不健康・信用損失などのリスクのこと。

(5) ビジネスリスク

新製品開発や新規事業または、売掛債権回収・商品取引・他社への融資などの資産運用上のリスクのこと。

以上のように多種多様なリスクが企業のまわりを取り巻いています。これらリスクに対して無防備である企業が一般的に散見されます。この場合、次の様な企業経営上の問題が指摘できます。

- 安全に対する意識が欠如している。安全に対する投資を軽視あるいは無視している。
- 安全を人的依存にすりかえている（注意をすれば事故はないなど）。
- 天災による被害、損失は人間の責任の範囲外の出来事という認識が強い。しかし実際には対策により被害、損失は防止、低減できる。天災は人災ととらえるべきである。
- 企業の損得にかかわるリスクが認識されていない。
- 政治、経済、技術、社会の動きに連動した経営環境の変化におけるリスクが十分に評価、分析されていない。
- 企業に内在するリスクの予見と分析がなされていない。

こうしたリスクに係わる意識や対応の欠如は、ひとたびリスクが発生した際には、企業の存在すら危ういものにします。そのためにも、リスクマネジメントの展開が求められてくることになります

リスクマネジメントの考え方

～リスクマネジメントの考え方～

リスクマネジメントとは、

企業経営上発生するリスクについて、最小のコストでこれを防止したり適切な処理を行い、損失の被害を最小限にコントロールすることです。

そして、リスクマネジメントの究極の目的は企業の倒産防止にあります。災害や事故あるいは突発的なリスクは現実のものとしていつ襲ってくるかわかりません。そのようなリスクを完全掌握することは不可能であり、何事も100%の安全性は無いと言えます。しかし、一旦リスクが発生してしまうと、「計画した利益が見込めなくなる」「臨時的な費用が発生し資金喪失を生じる」「損害賠償などの損害の発生、物的・人的損失、信用の失墜」などその被害は計り知れないものがございます。

そこでこれらに対するリスクマネジメントでは、

- 災害や事故その他のリスクの発生そのものをできるだけ抑制する対策をとること
- それとともに、リスクが発生した場合でも企業経営に影響を与えない方策をとること

が基本的な考え方となります。

今日では、リスクマネジメントは経営管理のひとつとしてとらえられていますが、生産管理、販売管理、財務管理、労務管理などは多くの企業で展開されているのに対して、リスクマネジメントについては少数の企業にとどまっているのが現状です。

しかし、経営の安定化を考えれば、こうした損失の極小化を図る管理も必要になります。このように、リスクマネジメントは企業経営に伴って発生する各種のリスクによる不測の損害を、できるだけ少ないコストで効率的に処理し、経営の安定化を目的とする経営管理であるといえます。

貴社が
保有する主なリスク分析

～判断されるリスク～

1. 財産損失のリスク

(1) 貴社固定資産：

〇〇工場が万一罹災し操業不能となった場合、工場復旧に要する期間は約6ヶ月～最長1年と長期に渡る可能性が高い。(導入機械が汎用機ではなく、海外機械など特注設備で生産ラインを形成しているため)。リスクとして建物設備・商品等貴社財物だけでなく罹災時復旧期間における貴社収益損失について大きなリスクが考えられます(2.にて詳細説明)。財産に対しての火災・風水害・落雷・放漏水等発生時リスクは大きいのですが、現在までにおいて事故がなく頻度が限定されていると考えられます。また各リスクへの貴社特段の回避方法として、報知器・指定喫煙所の指定・安全衛生委員会の設置等を導入されており、また警備状況も夜間及び休日常駐の24時間体制とされていることから、有人管理での対外発生リスク(主に火災・放火・盗難リスク)も軽減されているものと判断いたします。

(2) 貴社財物の正確な評価：建物・機械設備等の正確な時価評価については、事故発生時の保険金支払いを円滑に行うこと、過不足無く貴社財物に対しての保険料を適性に支払われることで最も重要なものです。当然時価評価される額は毎年低減しますが、固定資産評価とは異なります。また貴社財物の正確な評価・把握とともに、リスクの発生要因に対して貴社が被る最大損害額の評価も重要な要素となります。よってあらゆるリスクを想定し、そのリスクに対して最大の効果かつ最小のコストで対応する必要があることから、貴社規模の場合、最低5年に1回のスパンで貴社資産の適正評価・調査が一番望ましいものと判断いたします。

(直近の鑑定人による評価鑑定実施年…平成13年)

(3) 商品輸送時の財物：

仕入～製造～販売の流通過程における輸送は全て運送業者(元請：〇〇物流社)へ委託。また、輸送中のリスクは最大でも約300万円(10t程度)と貴社収益に対してインパクトリスクとは考えられません。しかし現在は、以前までの商慣習が崩壊し、運送業者と厳格な契約に基づき運営されるケースが増えており、遅延・誤発送・事故時検品費用・

廃棄費用等のリスクにおける責任分担の所在における紛争が多く見られるようになったため、貴社でのリスク発生時の具体的相互対応策を構築・検討される事をお勧めします。

(4) 商品の在庫管理：

貴社所有倉庫の保管能力が低く在庫品の保管業務を倉庫業者に委託していることから、在庫品に対するリスクを最小限に圧縮されています。損害発生額は貴社収益に対して決定的リスクとは考えにくいものと判断いたします。

(5) 現金盗難リスク：

貴社取引上、現金・小切手での取引はほとんど無く、振込手続が債権回収の主流となっており、盗難リスクはほぼ皆無と判断いたします。しかし、支店事務所に保管されている100～200万円の小口現金については保管場所、保管方法を含め管理には注意が必要です。

2. 収入減少のリスク

(1) 利益喪失：

工場罹災発生等により生産ラインが停止した場合、一部海外での代替生産が可能。しかしながら、海外での生産キャパシティは国内生産の約50%程度しかないことや万一の工場復旧に要する期間は約6ヶ月～1年と長期間を要する（特注設備で生産ラインを形成しているため）ことから、リスクとして建物設備・商品等貴社財物リスクだけでなく罹災時復旧期間における貴社収益損失について大きなリスクが考えられます。損害発生時には、自己資本の減少・多額の現金出費・復旧のための短期借入・経常利益の減少という財務インパクトが発生することから、毎年貴社財務状況に関して適正な保有額や転嫁額（保険等）の評価・シミュレーションが必要となります。最終的な狙いとして、貴社バランスシートの安定化＝経営の安定化を実現すべく、貴社損害発生頻度・要因をも勘案することをお勧めします。

(2) システム障害リスク：

インターネットを利用した電子メールの送受信やホームページの運用、社内イントラなど業務運営に使用されるネットワークシステムが、万一不正アクセスやコンピューター・ウイルスなどの被害により障害が発生した際には、予想外の損害を被る可能性があります。列举しますと、販売

データの受信ができない、・売上減少・購入受付が出来ない・受注データ損傷に対する補償対応・お詫び広告等謝罪広告諸費用・信用低下・在庫管理ができない・HPが閲覧できない・広告媒体としての価値が減少・問い合わせ増加に伴う業務遅延・人件費増加・情報発信ができない・生産管理ができない等があります。

3. 賠償責任のリスク

- (1) 工場施設等の事故： 貴社では工場・事務所等多数の建物を所有・使用されていることから、火災・爆発等損害発生時には、相当大きな賠償リスクが発生すると考えます。当然近隣民家や人的損害、また貴社静岡工場見学者に対する施設内の賠償リスクが考えられます。貴社損害発生の頻度・要因をも勘案し対策を講じられることをお勧めします。
- (2) システム障害リスク： インターネットを利用した電子メールの送受信やホームページの運用など貴社のようなIT業務を運営される事業者は、従来以上に情報の漏洩防止に向けた企業努力が義務付けられる一方、万が一取り扱う企業・個人情報情報が漏洩した際には、プライバシーの侵害などで損害賠償責任を追及されることになります。一方で情報漏洩以外にも、インターネットの普及に伴い、不正アクセスやコンピューター・ウイルスなどの被害は拡大する傾向にあり、このようなリスクに遭遇した際に、予想外の損害賠償責任を被る可能性も高まっております。また情報機器・記録媒体からの個人情報の漏洩、外部からのコンピューターウイルスの侵入、第三者による不正アクセス、第三者に対する名誉毀損またはプライバシーの侵害等リスクが考えられます。
- (3) 製造物賠償責任(PL)： PL法が施行されてから数年が経過しました。PL法に基づく訴訟や判決はまだ数少ないのが現状ですが、PL法の趣旨である消費者保護の考え方は、不法行為責任や債務不履行責任など民法に基づくPL訴訟や和解、示談などにも影響を与えています。消費者の製品への安全指向の高まりから広く関心を集めた問題が発生しています。通産省（現：経済産業省）事故情報収集制度報告書で見える限り、各種の消費者相談窓口での事故通知件数は相変わらず高い水準を

保っており、このことなどからも PL 問題への消費者の関心が薄らいだというよりは、PL の考え方が社会に定着してきている状況となったといえます。一方、同報告書での、事故に対し企業が取った措置のなかで、説明書の見直しや製品の改良、品質管理強化といった措置は 95 年度に比べ激減していることから、こういった PL 対策の基本となる企業の対応は既にかなり進んだと見ることもできます。しかし、新たに提起された訴訟、判決や、世間を騒がせた様々な問題などは、必ずしも、従来型の企業の PL 対応の枠に収まりきれない新たな課題を提起しており、製品安全に関しても、企業は油断することなく常に世論の動向や社会の変化を注視し、柔軟に対応して行くことが求められています。

（４）商品回収による損害：

貴社事業として製造・販売した製品の安全確保について、重大な役割と責任を負っています。これは製品が消費者の手に渡った後も同様とされ、製品を市場に出した後に危険が発見された場合には、ユーザー等がそれによって危害を被る前に、これらの製品に対し迅速に安全対策を講じる必要があります。リコールはこの手段として用いられます。行政の指示や勧告に基づいて行われる場合もありますが、基本的に貴社が自らの責任と判断で実施するものですから、リコールが適切に実施されず、万一事故が発生した場合には、貴社は法律上の責任だけでなく、ユーザーの安全確保に対する取り組みが不十分として、社会的、倫理的な責任を問われる可能性もあります。それは、企業イメージやブランド力、マーケットシェアの低下をもたらすことになります。こうした事態にならないためにも、事前にリコールの内容や方法について検討し、計画を持つ事が重要といえます。このようにリコールは事故予防と事故対応の双方に深いかわりがあり、事故予防および事故対策の計画やマニュアルを作成する場合には、リコールについても記載する必要があります。リコール期間をどの様に設定するかは非常に難しい問題ですが、どこまで行えばよいのかという客観的な基準はありません。欠陥の重大性、ペットを対象とした貴社製品の特性、流通形態等によってどこまでリコールを行えばよいかの判断は異なります。ただし、人体

に重大な危険を及ぼす欠陥がある製品は、リコールが完全に完了するまで継続することが必要です。リコールを終了させる場合は、どの程度まで目的が達成できたのか、リコールを終了する判断を下した理由は何かといった事項を、文書で保存しておくべきであり、リコールを実施しても最終的な結果が分からないのでは、万一事故が発生しリコールの実施方法の妥当性が問われた場合に問題となる可能性があります。

(5) 車両運行におけるリスク：[賠償リスク]

現在のご契約において、自動車保険契約の「対物賠償」補償額が500万円と極めて低い設定となっております。

近年においては、対物事故の賠償額が高騰化しており（下記参照）、賠償額が1,000万円を超えるケースも珍しくありません。中には、賠償額が1億円を超える判例も出ており、万一このような事故が発生し、貴社が賠償責任を負うような事態となった場合、企業経営上大きなダメージとなります。

このような背景の中で、今後、企業として自動車事故高額賠償に対する備えが不可欠であり、貴社においても賠償資力の確保が今後の課題であると言えます。従いまして、「対人賠償」と同様に「対物賠償」についても保険金額「無制限」とすることをお勧めします。

【自動車事故における対物賠償高額事例】

	認容損害額	判決日	被害物
1	2億6,135万円	2016.7.19	積荷
2	1億3,450万円	2008.7.17	パチンコ店
3	1億1,197万円	2010.10.26	電車、踏切
4	2,696万円	2019.8.14	大型トラック3台と積荷
5	1,522万円	2019.11.28	端末中継装置

<搭乗者傷害リスク>

現在、「搭乗者傷害」保険が1名あたり死亡保険金額500万円（入院1日につき7,500円・通院5,000円）付保されておりますが、従業員が交通事故が原因で労災事故と認定された場合、政府労災と自動車保険から重複し

て補償されますので他の労災事故と比べて補償が厚くなります。従業員間の公平感を損なう懸念があるため、自動車事故に関しては就業中の社員は補償しない、または全く傷害補償を付保しないという形により、合理的な保険付保が可能になります。

(=「従業員就業中不担保特約」)

- (6) 交通事故と借上社有車：従業員に対しマイカー通勤・勤務をされていますが、従業員が起こした賠償事故については、一時的にはその加害者である従業員が責任を問われるものの、加害者に補償能力がない場合は、同時に会社側も賠償責任を問われるのが一般的です。貴社では許可制として社用に使用されていることから、車両の保険付保条件や免許証の徹底確認によるリスク管理、規定制度を引き続き確立下さい。

4. 人的損失のリスク

- (1) 労災事故におけるリスク：貴社従業員の雇用環境として、全く残業を強制指示するものでなく、労災事故についてはほとんど発生せず、過労死等も考えにくい状況であることを伺いました。現在国内では労災死亡者数は年間約1,800人、負傷者数は約13万人に達し、また労働災害のうち重大災害（一時に3人以上の死傷者を発生させた災害）は、年間200件以上発生しております。特に昨今の社会賠償意識の向上を反映して、労働災害の被災者あるいはその遺族が、会社に損害賠償を求める傾向にあります。従業員の方が業務上の身体障害を被った場合、事業主には次の3つの責任が発生する可能性があります。①事業主の過失の有無を問わず、一定内容の補償が義務付けられている労基法上の災害責任②上記の法定の補償額を超えて、法定外補償規定・就業規則等で法定外の上乗せ補償を行う法定外の補償責任③民法 709条の不法行為責任や 715条の使用人責任等の法理が適用されているほか、最近の判例においては、事業主は雇用契約上、労働者に対して安全配慮義務を負っているとして事業主に安全配慮義務違反による債務不履行責任を認める民法上の損害賠償責任があります。

- (2) 役職員の不正・犯罪：従業員が貴社に対して不誠実行為を行ったことにより、貴社の被った財産上の直接の積極的リスクです。例えば貴社の現金、有価証券、商品などに生じた損害がこれに

あたります。従業員の不誠実行為によって第三者に損害を与えた結果、貴社が法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害や貴社が保管中の顧客の現金を、従業員が横領したため、貴社が顧客に弁償することになった場合の賠償金がこれにあたります。不誠実行為とは職務における地位を利用して行った行為をいいます。窃盗（刑法第235条）・強盗（刑法第236条）・詐欺（刑法第246条）・横領（刑法第252条、第253条）・背任（刑法第247条）を指します。貴社では現金等保管実態が無いと考えられますので、商品リスクのみ考えましても単価を考慮し大きなリスクとは言えないと判断します。

5. ビジネスリスク

（1）海外進出について：

貴社では、既に豪州、タイ、インドネシアなどにおいて自社製品を海外生産されているとお伺いしました。今後、貴社が海外生産を拡大していく場合、工場リスクやビジネスリスクはありますが、貴社生産技術を輸出するための従業員のリスクが一番大きい物と考えられます。健康障害、風土病・伝染病・環境不適應の予防、過労や精神的ストレスへの気配りなどがあり、海外の低レベルの医療、暴行強盗窃盗などに対する予防知識と制度的対策、自動車事故の予防と事故対応、および飛行機、列車などの事故対応、火災水害地震などへの対処策、誘拐など、緊急事態への対処策、官憲による拘留内乱暴動などへの対処策があります。また本社では社内組織をつくり、担当者を選任し、海外安全に対する企業の基本方針を策定し、海外安全対策として事件・事故を実際に起こさないため、情報収集とその分析、安全教育の実施など、平常時における社内体制の運用を中心として、実際に事故・事件が起こってしまった時の「対策本部」設置基準、連絡方法をはじめとする緊急時対策の策定や模擬訓練の実施などが含まれます。これらのリスクから従業員やその家族を守ること、すなわち海外派遣者のための安全対策は、派遣者個人の対応のみでは不十分です。特に多様化する海外進出形態、急変する政治経済環境などを鑑みれば、組織的で継続的な情報収集と安全対策への仕組みの構築は必要不可欠であるといっても過言ではありません。

（２）環境問題への対応：

現状工場を所有する日本企業の多くが重要な問題として直面している環境問題についてご説明いたします。近年我が国でも企業再編のために遊休不動産の売却やM&Aが増加しつつあります。一方で、土壌汚染のリスクが顕在化しつつあり、工場跡地等の大規模不動産取引等に関する大きな障害となり、不動産取引が円滑に行われないケースもあります。米国では、契約対象資産の事前調査を行った上で、売買等の取引契約上、表明保証条項を設け取引完了後保証期間中に判明した追加費用について売り手が補償することが一般化し、我が国でも徐々に普及しつつあります。また、国内でも土壌新法が施行され土地取引に際して、売買に関する国際ルールとして、我が国でも環境調査および浄化を義務付けるケースが増加すると考えられます。このように新たな汚染の発見に対して売り主が補償を履行する際には多大な費用負担が発生し、企業自らのリスク保有によって対応せざるを得ない状況となっております。

（３）取引先への与信管理：

貴社取引先約 150 社の中で、販売先として大手総合商社三社が占めるウエイトが約 50%と非常に高い比率となっております。一般的リスクとして、取引先の法的な倒産（破産の申立、民事再生手続の開始の申立、会社更生手続の開始の申立、特別清算の開始の申立、会社整理の申立）等により債務の履行がない、売上債権回収の見込みがないというリスクが非常に増加しております。

（４）省エネ対応：

一口に省エネ・コスト削減と言われるものも多種多様のサービスが有り、ケース・バイ・ケースですが一般的に留意すべき点としては以下の 6 つがあります。①法律に沿って組み立てられた省エネプランかどうか。電力・ガスなどの供給会社の使用約款に反する部分はないかどうか。②「費用負担無し」とうたっているものも、リース組みを前提とし、削減「見込」額がリース支払を上回ることより、単に“初期”費用の負担無しと云う意味のものも有ります。これでは見通し通り行かない場合は顧客側に費用負担が発生します。また、装置やシステムの代金が無料でも、一旦導入すれば人件費・動力費・メンテ

ナンス費・保険料・税金など、目に見えない部分でも費用が発生することになります。③単純に削減「見込」額が当初の見通しを下回った場合以外にも、法律や使用約款の改定による料金制度の変更など、ケースによっては初期の設備投資や過去の人件費が全て無駄になってしまうようなリスクもあります。④導入にあたっては費用対効果を勘案して検討がなされますが、導入前に有る程度正確で根拠のある予測が出来なければ、最終的な判断ができません。省エネは設備環境や稼働状況によって効果が異なります。他所の成功例のみを参考にして、導入後に効果が無いことが判明したケースも多々有ります。⑤機器やシステムを設置した後も、人件費・メンテナンス費・保険料・税金等が継続的に発生します。省エネの効果が、これらの費用を下回る場合などは省エネ措置を中止すべきですが、実際の効果（削減額）が明確に算定出来なければこうした臨機応変の対応も出来ません。⑥導入の際には担当部署では種々の検討を行い、その後法務・審査や経理などの関連部門でも時間と手間が発生します。これに対し削減効果が短期的で、こうした作業を強いられるようでは貴社既存業務の障害になり、且つ、かかるケースが連続すれば省エネ・コスト削減への取り組み意識の低下にも繋がります。

（５）助成金受給への対応策： 貴社では既に受給・検討済みのこととご推察致しますが、助成金に対しては「どのような時にもらえるかわからない」、「窓口がどこかわからない」、「面倒だ」などのイメージがあり、申請手続きを担う社会保険労務士の中にも、煩雑な申請手続きをこなすノウハウがある人は少ないため、残念ながら全ての企業が認知し、活用するまでには至っていないのが実状ですが、現在助成金数は 70 種類以上にものぼります。融資とは違い返済不要の「もらいきり」の制度であり、上手に活用すれば資金繰り等経営に多いに寄与し、例として新規事業進出、従業員雇用、労働条件改善、従業員教育などを実施するときに対象となります。

リ ス ク 処 理

＝リスク処理メニューの策定

リスク処理が必要と判断されるリスクに対して、リスクコントロールとリスクファイナンスの観点から処理を行います。

(1) リスクコントロール（リスクの防止・軽減）

リスクコントロールとは、発見・分析されたリスクを防止・軽減する対策を立てることです。事故発生前の対策に重点を置き、リスク発生頻度を低くしようとする処理です。

これにはリスクの「除去」と「軽減」があります。

a. リスクの除去

リスクの除去とは、リスクの発生源となるヒト・モノ・カネ・情報とのかかわりを断つこと、つまり危険を伴う活動を停止、断念することです。

b. リスクの軽減

リスクの軽減は、損失の「予防」と「低減」の2つに分けることができます。

●損失の予防：損失の頻度を減少あるいは排除することを目的とする

：損失発生原因に結びつく要因を減少・排除する

●損失の低減：損失の強度を減少させることを目的とする

：損失生起要因・拡大要因の危険状態の排除が対象となる

(2) リスクファイナンス

リスクファイナンスとは、リスクコントロールの努力にもかかわらず発生してしまったリスクに対して、経営活動への影響を防ぐため、最小のコストで最大の効率をあげようとする対策のことです。

この主なものとして、リスクの「保有」と「移転」があります。

a. リスクの保有

損失の発生に対し、自己の資金でそれを補填することです。積立金・引当金などの準備金の確保、利益内部留保金などが挙げられます。

b. リスクの移転

自社の損害を他社にカバーしてもらう方法です。例えば、各種保険、共済や基金といったものがあります。

リスクコントロールとリスクファイナンス

＝判断されるリスクに対するリスクコントロール

1. 財産損失のリスク

(1) 貴社財物の正確な評価： 建物・機械設備等の正確な評価・把握。あらゆるリスクを想定し、そのリスクに対して最大の効果かつ最小のコストで対応するため、事故時の最大損失額を評価。また要因別に発生頻度を勘案し、補償内容を追加・削除することを検討。一度に貴社全事業所が罹災することは考えられないことから、貴社固定資産における補償内容統一化による保険金支払限度額の設定等を検討。スパンとして5年に1度の上記評価・調査を実施。全社的な防災対策・管理を徹底。自然災害（地震・台風）のリスクを自然災害分析ソフトを使用し発生確立や被害額等について想定を行い、地震リスクに対するヘッジ策を検討致します。

(2) 商品輸送時の財物： 輸送時のリスクは貴社経営に与える影響は少なく、代替手段も構築。運送会社との事故発生時の具体的相互対応策と契約条件・責任所在の確認を徹底。

(3) 商品の在庫管理： 貴社工場内の在庫品リスクは最小限に圧縮されており、貴社経営に与える影響は少ない。現在行っている全社的な防災対策・管理を徹底。

(4) 現金盗難リスク： 振込手続が主流のため現金盗難リスクは皆無。

2. 収入減少のリスク

(1) 利益喪失： 工場罹災発生等によるライン停止での別工場代替生産能力は約 50%（海外生産）のため、事故発生で与える貴社財務に関して適正な保有額や現在の保険補償内容の評価・シュミレーションが必要。貴社損害発生時の頻度・要因も検討。

(2) システム障害リスク： システムダウン等による貴社内システム障害のリスクを把握。システム会社との障害防止対策や障害発生時の早期対応により貴社被害を最小限に抑える。
また事故発生要因が多種多様であることから、システム会社の体制チェックや危機意識の共有が望ましい。保険転嫁策も検討。

3. 賠償責任のリスク

- (1) 工場施設等の事故： 貴社リスク発生の頻度・要因を勘案し現在行っている全社的な防災対策・管理を徹底。補償内容見直しを検討。
- (2) システム障害リスク： インターネットセキュリティ対策の検討。専門会社活用したネットセキュリティ診断の実施。セキュリティホールの早期発見。
- (3) PL・リコール： リコールとあわせた貴社製造物に関するリスクを包括的に把握し、社内体制・具体的マニュアルをPL&リコールとするなど、事故時社内対応の一本化・迅速な報告を実現させ、貴社ブランドイメージ損失を回避する。現在の保険補償内容の見直しも検討。事故時に発生する各種費用も把握。

4. 人的損失のリスク

- (1) 労災事故リスク： 貴社従業員に対する災害補償規程の確認。事業主の安全配慮義務違反による債務不履行責任の損害賠償責任への対応確認。保険転嫁も検討。
- (2) 役職員の不正・犯罪： 現金等保管実態が無いと考えられるため、商品・現金リスクは貴社経営に与える影響は少ない。福利厚生制度の充実等を検討。

5. ビジネスリスク

- (1) 海外進出について： 前述の通り
- (2) 環境問題への対応： 前述の通り
- (3) 取引先への与信管理： 今後のリスク発生を防ぐため与信管理の再徹底、営業活動における取引先チェック等全社的に行う。
- (4) 省エネ対応： 前述の通り
- (5) 助成金受給への対応策： 前述の通り

＝保険付保に関するご提案＝

1. 貴社全事業所に対する火災保険（火災保険）

全事業所を包括的にまとめ、保険金支払限度額を設定することにより、約 14% 以上保険料削減効果があります。また、免責金額の導入により内容によって 27% の削減、貴社の防災管理状況を評価した割引制度（防災管理割引）により 10% のコスト削減が可能となります。 【※巻末資料 1～3 をご参照下さい。】

※保険証券補償内容・応詳細調査

2. 貴社事業賠償責任保険（生産物賠償・施設賠償）

現在の複数保険証券を一本化することにより、保険料低減化ならびに補償内容の拡大提案を行います。保険料算出には詳細ヒアリングが必要となります。

※売上高・賃金総額等応詳細調査

3. IT 業務に起因した賠償に関する補償

業務運営に使用されるネットワークシステムの運営に起因する賠償責任リスクを補償。現行システムのセキュリティ診断結果により 100 万～数百万の保険料水準が予想されます。 ※応詳細調査

4. 貴社存続に対する補償（利益総合）

現在加入の利益総合保険（構外利益）の適正な評価額の算定。事故発生時の財務損害シュミレーションを行うことにより、過不足ない補償額の設定を行い、事故発生を最小限に食い止め、適正な保険料も設定できます。 ※P/L,B/S 詳細調査

5. 労災総合保険（使用者賠償）

使用者責任に対する労災総合保険。限度額 1 名 1 億円を補償する場合、200 万円以上となります。 ※総賃金額応詳細調査

6. 自動車総合保険

「対物賠償」補償額の無制限化。

傷害補償（搭乗者傷害）について労災総合保険との補償重複の解消（「従業員就業中不担保特約」の導入）。

以上

実際のお見積にあたりましては、更に詳細な情報を頂きながら御社にとりましても最適なリスクコントロールが出来ますよう全力をもってご担当させていただきたく、ご検討方向卒宜しく願いいたします。